

大学共同利用機関法人人間文化研究機構職員退職手当規程

平成16年 4月 1日
規程第36号
平成18年 3月31日改正
平成19年 3月26日改正
平成22年 3月26日改正
平成23年 3月17日改正
平成24年12月19日改正
平成27年 4月27日改正
平成27年 9月 7日改正
平成28年12月26日改正
平成30年 1月29日改正
令和 5年12月11日改正

第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、独立行政法人通則法第63条第2項の規定及び大学共同利用機関法人人間文化研究機構職員就業規則（「以下「職員就業規則」という。」第33条の規定に基づき、大学共同利用機関法人人間文化研究機構（以下「機構」という。）の職員に対する退職手当の支給に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(適用範囲等)

第2条 この規程による退職手当は、職員就業規則第2条第1項に定める職員（以下「職員」という。）に適用する。

2 退職手当は、職員が退職又は解雇された場合に、その者（死亡による退職の場合には、その遺族）に支給する。ただし、職員が次の各号の一に該当する場合には退職手当は支給しない。

一 勤続6月未満で退職し、又は解雇された場合（職員就業規則第20条第1項第5号及び第21条第2項第2号に規定する場合を除く。）

二 職員が退職した場合において、その者が退職の日又はその翌日に再び職員となった場合（大学共同利用機関法人人間文化研究機構定年前再任用短時間勤務職員就業規則に規定する定年前再任用短時間勤務職員に採用された職員を除く。）

(一般の退職手当)

第2条の2 退職した者に対する退職手当の額は、次条から第8条の3までの規定により計算した退職手当の基本額に、第8条の4の規定により計算した退職手当の調整額を加

えて得た額とする。

(自己の都合による退職等の場合の退職手当の基本額)

第3条 次条又は第5条の規定に該当する場合を除くほか、退職した者に対する退職手当の基本額は、退職の日におけるその者の本給月額と大学共同利用機関法人人間文化研究機構職員給与規程（以下「職員給与規程」という。）第23条に規定する本給の調整額の合計額（以下「退職日本給月額」という。）に、その者の勤続期間を次の各号に区分して、当該各号に掲げる割合を乗じて得た額の合計額とする。

- 一 1年以上10年以下の期間については、1年につき100分の100
- 二 11年以上15年以下の期間については、1年につき100分の110
- 三 16年以上20年以下の期間については、1年につき100分の160
- 四 21年以上25年以下の期間については、1年につき100分の200
- 五 26年以上30年以下の期間については、1年につき100分の160
- 六 31年以上の期間については、1年につき100分の120

2 前項に規定する者のうち、負傷若しくは病気（以下「傷病」という。）又は死亡によらず、かつ、大学共同利用機関法人人間文化研究機構職員の早期退職に関する規程（以下、「早期退職規程」という。）第6条第1項に規定する認定を受けないで、その者の都合により退職した者（第20条に掲げる者及び傷病によらず、職員就業規則第21条第2項第1号から第3号までの規定により解雇された者を含む。以下、自己都合等退職者という。）に対する退職手当の基本額は、その者が次の各号に掲げる者に該当するときは、前項の規定にかかわらず、同項の規定により計算した額に当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

- 一 勤続期間1年以上10年以下の者 100分の60
- 二 勤続期間11年以上15年以下の者 100分の80
- 三 勤続期間16年以上19年以下の者 100分の90

3 前項に規定する職員のうち、職員就業規則第3条第1項第2号及び第3号に掲げる者であって、60歳に達した日以後その者の非違によることなく退職した者に対しては前項の規定は適用しない。

(11年以上25年未満勤続後の定年退職等の場合の退職手当の基本額)

第4条 11年以上25年未満の期間勤続し、職員就業規則第20条第1項第2号の規定により退職した者及び規定にもとづく任期を終えて退職した者又は早期退職規程第6条第1項に規定する認定（同規程第1条第1号に係るものに限る。）を受けて同規程第3条に規定する退職日に退職した者に対する退職手当の基本額は、退職日本給月額に、その者の勤続期間を次の各号に区分して、当該各号に掲げる割合を乗じて得た額の合計額とする。

- 一 1年以上10年以下の期間については、1年につき100分の125
- 二 11年以上15年以下の期間については、1年につき100分の137.5
- 三 16年以上24年以下の期間については、1年につき100分の200

2 前項の規定は、11年以上25年未満の期間勤続した者で、通勤（労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50条）第7条第2項に規定する通勤をいう。以下同じ。）に

よる傷病により退職し、死亡（業務上の死亡を除く。）により退職し、又は定年に達した日以後その者非違によることなく退職した者（前項の規定に該当する者を除く。）に対する退職手当の基本額について準用する。

（25年以上勤続後の定年退職等の場合の退職手当の基本額）

第5条 職員就業規則第21条第2項第4号の規定により解雇された者、業務上の傷病若しくは死亡により退職した者、25年以上勤続し職員就業規則第20条第1項第2号の規定により退職した者又は25年以上勤続し早期退職規程第6条第1項に規定する認定（同規程第1条第2号に係るものに限る。）を受けて同規程第3条に規定する退職日に退職した者、早期退職規定第6条第1項に規定する認定（同規程第1条第1号に係るものに限る。）を受けて同規程第3条に規定する退職日に退職した者に対する退職手当の基本額は、退職日本給月額に、その者の勤続期間を次の各号に区分して、当該各号に掲げる割合を乗じて得た額に合計額とする。

- 一 1年以上10年以下の期間については、1年につき100分の150
- 二 11年以上25年以下の期間については、1年につき100分の165
- 三 26年以上34年以下の期間については、1年につき100分の180
- 四 35年以上の期間については、1年につき100分の105

2 前項の規定は、25年以上勤続した者で、通勤による傷病により退職し、死亡により退職し、又は定年に達した日以後その者の非違によることなく退職した者（前項の規定に該当する者を除く。）に対する退職手当の基本額について準用する。

（本給月額の減額改定以外の理由により本給月額が減額されたことがある場合の退職手当の基本額に係る特例）

第5条の2 退職した者の基礎在職期間中に、本給月額の減額改定（本給月額の改定をする規程が制定され、又はこれに準ずる細則若しくは給与の支給の基準が定められた場合において、当該規程又は細則若しくは給与の支給の基準による改定により当該改定前に受けていた本給月額が減額されることをいう。以下同じ。）以外の理由によりその者の本給月額が減額されたことがある場合において、当該理由が生じた日（以下「減額日」という。）における当該理由により減額されなかったものとした場合のその者の本給月額のうち最も多いもの（以下「特定減額前本給月額」という。）が、退職日本給月額よりも多いときは、その者に対する退職手当の基本額は、前3条の規定にかかわらず、次の各号に掲げる額の合計額とする。

- 一 その者が特定減額前本給月額に係る減額日のうち最も遅い日の前日に現に退職した理由と同一の理由により退職したものとし、かつ、その者の同日までの勤続期間及び特定減額前本給月額を基礎として、前3条の規定により計算した場合の退職手当の基本額に相当する額
- 二 退職日本給月額に、イに掲げる割合からロに掲げる割合を控除した割合を乗じて得た額
 - イ その者に対する退職手当の基本額が前3条の規定により計算した額であるものとした場合における当該退職手当の基本額の退職日本給月額に対する割合

ロ 第1号に掲げる額の特定減額前本給月額に対する割合

2 前項の「基礎在職期間」とは、その者に係る退職（第2条第2項、第13条第3項又は第14条第3項の規定に該当するものを除く。）の日以前の期間のうち、次の各号に掲げる在職期間に該当するもの（当該期間中にこの規程の規定による退職手当の支給を受けたこと又は地方公務員、第13条第1項に規定する国家公務員等職員（他の規程の規定により、同条の規定の適用について、同項に規定する国家公務員等職員とみなされるものを含む。以下この項において同じ。）若しくは第14条第1項に規定する機構の役員として退職したことにより退職手当（これに相当する給付を含む。）の支給を受けたことがある場合におけるこれらの支給に係る退職の日以前の期間及び第2条第1項各号に掲げる者又はこれに準ずる者に該当するに至ったことにより退職したことがある場合における当該退職の日以前の期間（これらの退職の日に職員、地方公務員、第13条第1項に規定する国家公務員等職員又は第14条第1項に規定する機構の役員となったときは、当該退職日前の期間）を除く。）をいう。

一 職員としての引き続いた在職期間

二 第13条第1項に規定する再び職員となった者の同項に規定する国家公務員等職員としての引き続いた在職期間

三 第13条第2項に規定する場合における国家公務員等職員としての引き続いた在職期間

四 第14条第1項に規定する再び職員となった者の同項に規定する機構の役員としての引き続いた在職期間

五 第14条第2項に規定する場合における機構の役員としての引き続いた在職期間

六 前各号に掲げる期間に準ずるものとして別に定める在職期間

（定年前早期退職者に対する退職手当の基本額に係る特例）

第6条 第5条第1項に規定する者（25年以上勤続し職員就業規則第20条第1項第2号の規定により退職した者または退職日本給月額が職員給与規程の指定職本給表6号給の額に相当する額以上である者その他別に定める者を除く。）のうち、定年に達する日の6月前までに退職した者であって、その勤続期間が20年以上であり、かつ、その年齢が大学共同利用機関法人人間文化研究機構職員退職規程第4条に規定する年齢から15年を減じた年齢以上である者に対する同項及び前条第1項の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第5条第1項	退職日本給月額	退職日本給月額及び退職日本給月額に退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数1年につき退職

		日本給月額に応じて100分の3(退職の日において定められているその者にかかる定年と退職の日におけるその者との差に相当する年数が1年である職員にあっては、100分の2)を乗じて得た額の合計額
第5条の2第1項第1号	及び特定減額前本給月額	並びに特定減額前本給月額及び特定減額前本給月額に退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数1年につき特定減額前本給月額に応じて100分の3(退職の日において定められているその者にかかる定年と退職の日におけるその者との差に相当する年数が1年である職員にあっては、100分の2)を乗じて得た額の合計額
第5条の2第1項第2号	退職日本給月額に、	退職日本給月額及び退職日本給月額に退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差の相当する年数1年につき特定減額前本給月額に応じて100分の3(退職の日において定められているその者にかかる定年と退職の日におけるその者との差に相当する年数が1年である職員にあっては、100分の2)を乗じて得た額の合計額に、
第5条の2第1項第2号ロ	前号に掲げる額	その者が特定減額前本給月額に係る減額日のうち最も

		遅い日の前日に現に退職した理由と同一の理由により退職したものとし、かつ、その者の同日までの勤続期間及び特定減額前本給月額を基礎として、第3条から前条までの規定により計算した場合の退職手当の基本額に相当する額
--	--	---

(退職手当支給率の調整)

- 第7条 35年以下の期間勤続して退職した者に対する退職手当の基本額は、第3条から前条までの規定により計算した額に100分の83.7を乗じて得た額とする。この場合において、第8条の5第1項中「前条」とあるのは、「前条並びに第7条」とする。
- 2 第3条の規定に該当する退職をし、かつ、その者の勤続期間が43年以上である者又は第5条の規定に該当する退職をし、かつ、その者の勤続期間が35年を超える者に対する退職手当の基本額は、その者の勤続期間を35年として前項の規定の例により計算して得られる額とする。

(退職手当の基本額の最高限度額)

第8条 第3条から第5条までの規定により計算した退職手当の基本額が、退職日本給月額に59.28を乗じて得た額を超えるときは、これらの規定にかかわらず、その乗じて得た額をその者の退職手当の基本額とする。

第8条の2 第5条の2第1項の規定により計算した退職手当の基本額が次の各号に掲げる同項第2号ロに掲げる割合の区分に応じ当該各号に定める額を超えるときは、同項の規定にかかわらず、当該各号に定める額をその者の退職手当の基本額とする。

- 一 59.28以上 特定減額前本給月額に59.28を乗じて得た額
- 二 59.28未満 特定減額前本給月額に第5条の2第1項第2号ロに掲げる割合を乗じて得た額及び退職日本給月額に59.28から当該割合を控除した割合を乗じて得た額の合計額

第8条の3 第6条に規定する者に対する前2条の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第8条	第3条から第5条まで	第6条の規定により読み替えて適用する第5条

	退職日本給月額	退職日本給月額及び退職日本給月額に退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数1年につき退職日本給月額に応じて100分の3(退職の日において定められているその者にかかる定年と退職の日におけるその者との差に相当する年数が1年である職員にあっては、100分の2)を乗じて得た額の合計額
	これらの	第6条の規定により読み替えて適用する第5条の
第8条の2	第5条の2第1項の	第6条の規定により読み替えて適用する第5条の2第1項の
	同項第2号ロ	第6条の規定により読み替えて適用する同項第2号ロ
	同項の	同条の規定により読み替えて適用する同項の
第8条の2第1号	特定減額前本給月額	特定減額前本給月額及び特定減額前本給月額に退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数1年につき特定減額前本給月額に応じて100分の3(退職の日において定められているその者にかかる定年と退職の日におけるその者との差に相当する年数が1年である職員にあっては、100分の2)を乗じて得た額の合計額
第8条の2第2号	特定減額前本給月額	特定減額前本給月額及び特

		定減額前本給月額に退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数1年につき特定減額前本給月額に応じて100分の3(退職の日において定められているその者にかかる定年と退職の日におけるその者との差に相当する年数が1年である職員にあっては、100分の2)を乗じて得た額の合計額
	第5条の2第1項第2号ロ	第6条の規定により読み替えて適用する第5条の2第1項第2号ロ
	及び退職日本給月額	並びに退職日本給月額及び退職日本給月額に退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数1年につき特定減額前本給月額に応じて100分の3(退職の日において定められているその者にかかる定年と退職の日におけるその者との差に相当する年数が1年である職員にあっては、100分の2)を乗じて得た額の合計額
	当該割合	当該第6条の規定により読み替えて適用する同号ロに掲げる割合

(退職手当の調整額)

第8条の4 退職した者に対する退職手当の調整額は、その者の基礎在職期間(第5条の2第2項に規定する基礎在職期間をいう。以下同じ。)の初日の属する月からその者の基礎在職期間の末日の属する月までの各月(職員就業規則第19条の規定による休職(業

務上の傷病による休職、通勤による傷病による休職、職員を別に定める法人その他の団体の業務に従事させるための休職及び当該休職以外の休職であつて職員を当該職員の職務に密接な関連があると認められる学術研究その他の業務に従事させるためのもので当該業務への従事が業務の能率的な運営に特に資するものとして別に定める要件を満たすものを除く。）、同規則第36条の規定による停職その他これらの準ずる事由により現実に職務をとることを要しない期間のある月（現実に職務をとることを要する日のあつた月を除く。以下「休職月等」という。）のうち別に定めるものを除く。）ごとに当該各月にその者が属していた次の各号に掲げる職員の区分に応じて当該各号に定める額（以下「調整月額」という。）のうちその額が最も多いものから順次その順位を付し、その第1順位から第60順位までの調整月額（当該各月の月数が60月に満たない場合には、当該各月の調整月額）を合計した額とする。

一 第1号区分	95,400円
二 第2号区分	78,750円
三 第3号区分	70,400円
四 第4号区分	65,000円
五 第5号区分	59,550円
六 第6号区分	54,150円
七 第7号区分	43,350円
八 第8号区分	32,500円
九 第9号区分	27,100円
十 第10号区分	21,700円
十一 第11号区分	零

2 退職した者の基礎在職期間に第5条の2第2項第2号から第6号までに掲げる期間が含まれる場合における前項の規定の適用については、その者は、別に定めるところにより、当該期間において職員として在職していたものとみなす。

3 第1項各号に掲げる職員の区分は、職員の職制上の段階、職務の級、階級その他職員の職務の複雑、困難及び責任の度に関する事項を考慮して、別に定める。

4 次の各号に掲げる者に対する退職手当の調整額は、第1項の規定にかかわらず、当該各号に定める額とする。

一 退職した者のうち自己都合等退職者以外の者でその勤続期間が1年以上4年以下の者及び自己都合等退職者でその勤続期間が10年以上24年以下のもの（次号に掲げる者を除く。） 第1項の規定により計算した額の2分の1に相当する額

二 退職した者のうち、自己都合等退職者以外のものでその勤続期間が零のもの 零

三 自己都合等退職者でその勤続期間が9年以下の者 零

四 次のいずれかに該当する者 第3条から前条までの規定により計算した退職手当の基本額の100分の8に相当する額

イ 退職日本給月額が職員給与規程の指定職本給表8号給の額に相当する額を超える者その他これに類する者として別に定めるもの

ロ その者の基礎在職期間がすべて特別職の職員の給与に関する法律（昭和24年法律第252号）第1条各号（第73号及び第74号を除く。）に掲げる特別職の職

員としての在職期間である者

- 5 前各項に定めるもののほか、調整月額のうちその額が等しいものがある場合において、調整月額に順位を付す方法その他の本条の規定による退職手当の調整額の計算に関し必要な事項は、別に定める。

(一般の退職手当の額に係る特例)

第8条の5 第5条第1項に規定する者で次の各号に掲げる者に該当するものに対する退職手当の額が退職の日におけるその者の基本給月額に当該各号に定める割合を乗じて得た額に満たないときは、第2条の2、第5条、第5条の2及び前条の規定にかかわらず、その乗じて得た額をその者の退職手当の額とする。

- 一 勤続期間1年未満の者 100分の270
- 二 勤続期間1年以上2年未満の者 100分の360
- 三 勤続期間2年以上3年未満の者 100分の450
- 四 勤続期間3年以上の者 100分の540

- 2 前項の「基本給月額」とは、職員給与規程の適用を受ける職員については同規程に規定する本給及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当及び広域異動手当の月額の合計額をいう。

(退職手当の調整額の支給制限)

第8条の6 一般の退職手当のうち、第8条の4の規定により計算した退職手当の調整額に相当する部分は、次の各号のいずれかに該当する者には、支給しない。

- 一 第3条第1項及び第5条の2の規定により計算した退職手当の基本額が零である者並びに第3条第2項に規定する傷病又は死亡によらずにその者の都合により退職した者に該当するものでその勤続期間が9年以下のもの（第8条の4第4項第3号に掲げる者を除く。）
- 二 その者の非違により退職した者

(勤続期間の計算)

第9条 退職手当の算定の基礎となる勤続期間の計算は、職員としての引き続いた在職期間による。

- 2 前項の規定による在職期間の計算は、職員となった日の属する月から退職し、又は解雇された日の属する月までの月数による。

- 3 前2項の規定による在職期間の算定については、次に掲げる事由により現実に職務をとることを要しない期間のある月（現実に職務をとることを要する日のあった月を除く。）が1以上あったときは、当該各号に掲げる相当する期間を前2項により計算した
在職期間から除外する。

- 一 職員就業規則第19条第1項第1号（業務上の傷病又は通勤による傷病に休職を除く。）、第2号、第3号、第4号及び第8号の規定による休職の期間については、その月数の2分の1に相当する期間（1月未満の端数があるときは、これを切り捨てる。以下、この項において同じ。）

- 二 職員就業規則第36条第2項第3号の規定による停職の期間は、その月数の2分の1に相当する期間
- 三 職員育児休業規程により育児休業をした期間はその月数の2分の1（当該育児休業に係る子が1歳達した日の属する月までの期間に限っては、3分の1）に相当する期間及び職員介護休業規程により介護休業をした期間は、その月数の2分の1に相当する期間
- 四 職員就業規則第19条第1項第5号の規定による休職については、その全期間
- 五 その他機構長が別に定める特別の事由に該当する場合は、その2分の1に相当する期間
- 六 前各項の規定により計算した在職期間に1年未満の端数がある場合には、その端数は切り捨てる。ただし、その在職期間が6月以上1年未満（第3条第1項（傷病又は死亡による退職に係る部分に限る。）、第4条第1項又は第5条第1項の規定により退職手当の基本額を計算する場合にあっては、1年未満）の場合には、これを1年とする。
- 七 前項の規定は、第8条の5の規定により退職手当の額を計算する場合における勤続期間の計算については、適用しない。

（他の国立大学法人等の職員との在職期間の通算）

第10条 前条第1項に規定する職員としての引き続いた在職期間には、別に定める国立大学法人等（以下「法人等」という。）に使用される者が引き続いて職員となったときにおける当該法人等に使用される者としての引き続いた在職期間及び職員が第11条第2項の規定により退職手当を支給されないう法人等に使用される者となり、引き続き法人等に使用される者として在職した後引き続き職員となったときにおける、先の職員としての引き続いた在職期間の始期から法人等に使用される者としての引き続いた在職期間の終期までの在職期間をそれぞれ含むものとする。この場合において、その者の法人等に使用される者としての引き続いた在職期間の計算については、前条の規定を準用する。ただし、退職により、この規程による退職手当に相当する給与の支給を受けているときは、当該給与の計算の基礎となった在職期間（当該給与の計算の基礎となるべき在職期間がその者が在職した法人等の退職手当に関する規定において明確に定められていない場合においては、当該給与の額を退職の日におけるその者の給料月額で除して得た数に12を乗じて得た数（1未満の端数を生じたときは、その端月数を切り捨てる。）に相当する月数）は、その者の職員として引き続いた在職期間には含まないものとする。

（法人等の役員又は法人等に使用される者となった場合の取扱い）

- 第11条 職員が引き続き法人等の役員（常時勤務に服することを要しない者を除く。）となった場合において、その者の職員としての勤続期間が当該法人等の役員に対する退職手当に関する規定により当該法人等の役員としての勤続期間に通算されることと定められているときは、この規程による退職手当は支給しない。
- 2 職員が事由の如何を問わず引き続き法人等に使用される者となった場合において、その者の職員としての勤続期間が当該法人等に使用される者に対する退職手当に関する

規定により当該法人等に使用される者としての勤続期間に通算されることに定められているときは、この規程による退職手当は支給しない。

(契約職員等の勤続期間)

第12条 大学共同利用機関法人人間文化研究機構契約職員就業規則（大学共同利用機関法人人間文化研究機構規則第20号。以下「契約職員就業規則」という。）第2条に規定する者で18日以上勤務した月が継続している者が、引き続いて職員となったときの、その職員となる前の引き続いて勤務した期間は、第9条第1項に規定する職員として引き続いた在職期間とみなす。

2 国等の機関における契約職員と同様の勤務形態の者についても前項の定めを適用する。

(国等の機関から復帰した職員に対する退職手当に係る特例)

第13条 職員のうち、機構長の要請に応じ、引き続いて国、特定独立行政法人（通則法第2条第2項に規定する特定独立行政法人をいう。以下同じ。）、地方公共団体（退職手当に関する条例において、職員が機構長の要請に応じ、引き続いて当該地方公共団体に使用される者となった場合に、職員としての勤続期間を当該地方公共団体に使用される者としての勤続期間に通算することと定めている地方公共団体に限る。）若しくは国家公務員退職手当法（昭和28年法律第182号）以下「退職手当法」という。）第7条の2第1項に規定するものうち法人等を除く公庫等（以下「国等の機関」という。）に使用される者（以下「国家公務員等」という。）となるため退職をし、かつ、引き続き国家公務員等として在職（その者が更に引き続き当該国家公務員等以外の他の国等の機関に係る国家公務員等として在職した場合を含む。）した後、引き続いて再び職員となった者の在職期間の計算については、先の職員としての在職期間の始期から後の職員としての在職期間の終期までの期間は、職員としての引き続いた在職期間とみなす。

2 国家公務員等が、国等の機関の要請に応じ、引き続いて職員となるため退職し、かつ、引き続いて職員となった場合におけるその者の職員としての引き続いた在職期間には、その者の国家公務員等としての引き続いた在職期間を含むものとする。

3 職員が第1項の規定に該当する退職をし、かつ、引き続いて国家公務員等となった場合又は第2項の規定に該当する職員が退職し、かつ、引き続いて国家公務員等となった場合においては、この規定による退職手当は支給しない。

4 職員を国等の機関の業務に従事させるための休職の期間は、第9条第3項の規定にかかわらず職員の引き続いた在職期間に全期間算入するものとする。

5 国家公務員等がその身分を保有したまま引き続いて職員となった場合におけるその者の在職期間の計算については、職員としての在職期間はなかったものとみなす。

(職員と役員との間における退職手当の特例)

第14条 職員のうち、機構の役員（以下「役員」という。）となるため退職し、かつ、引き続いて役員として在職した後引き続いて再び職員となった者の在職期間の計算については、先の職員としての在職期間の始期から後の職員としての在職期間の終期までの

期間は、職員としての引き続いた在職期間とみなす。

- 2 役員が、引き続き職員となるため退職し、かつ、引き続き職員となった場合におけるその者の職員として引き続いた在職期間には、その者の役員としての引き続いた在職期間を含むものとする。
- 3 職員が前2項の規定による退職をし、かつ引き続いて役員又は職員となった場合においては、この規定による退職手当は支給しない。

(遺族の範囲及び順位)

第15条 第2条に規定する遺族は、次の各号に掲げる者とする。

- 一 配偶者（婚姻の届出をしないが、職員の死亡当時事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含む。）
 - 二 子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹で職員の死亡当時主としてその収入によって生計を維持していたもの
 - 三 前号に掲げる者のほか、職員の死亡当時主としてその収入によって生計を維持していた親族
 - 四 子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹で第2号に該当しないもの
- 2 前項に掲げる者に退職手当を支給する場合の順位にあつては、前項各号の号数の昇順とし、第2号及び第4号に掲げる者に支給する場合にあつては、当該各号に掲げる順によるものとする。この場合において、父母については、養父母が実父母に先位し、祖父母については、養父母の父母が実父母の父母に先位し、父母の養父母が父母の実父母に先位するものとする。
- 3 退職手当の支給を受けるべき同順位の者が2人以上ある場合には、その人数によって等分して支給する。

(遺族からの排除)

第16条 次に掲げる者は、退職手当の支給を受けることができる遺族としない。

- 一 職員を故意に死亡させた者
- 二 職員の死亡前に、当該職員の死亡によって退職手当の支給を受けることができる先順位又は同順位の遺族となるべき者を故意に死亡させた者

(起訴中に退職又は解雇された場合の退職手当の取扱い)

- 第17条 職員が刑事事件に関し起訴（当該起訴に係る犯罪について禁錮以上の刑が定められているものに限り、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第6編に規定する略式手続によるものを除く。第2項において同じ。）をされた場合において、その判決の確定前に退職し又は解雇されたときは、退職手当の全部または一部を支給しないことができる。
- 2 前項の規定は、退職した者に対しまだ退職手当が支払われていない場合において、その者が基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされたときについて準用する。

(退職手当の支払)

- 第18条 この規程の規定による退職手当は、他の法令に別段の定めがある場合を除き、その全額を、現金で、直接この規程の規定によりその支給を受けるべき者に支払わなければならない。ただし、別に定める確実な方法により支払う場合は、この限りでない。
- 2 この規程の規定による退職手当は、職員が退職した日から起算して1月以内に支払わなければならない。ただし、死亡により退職した者に対する退職手当の支給を受けるべき者を確認することができない場合その他特別の事情がある場合は、この限りでない。

(退職手当の支給の一時差止め)

- 第19条 機構長は退職し、又は解雇された職員に対し退職手当がまだ支払われていない場合において、次の各号いずれかに該当する場合には、退職手当の支給を一時差止めることができる。
- 一 退職し、又は解雇された日から当該支給日の前日までの間に、その者の基礎在職期間中行為に係る刑事事件に関して、その者が刑事事件に関し起訴（当該起訴に係る犯罪について禁錮以上の刑が定められているものに限り、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第6編に規定する略式手続によるものを除く。）をされた場合において、その判決の確定していない場合
- 二 退職し、又は解雇された日から当該支給日の前日までの間に、その者の基礎在職期間中行為に係る刑事事件に関して、その者が逮捕されたとき又はその者から聴取した事項若しくは調査により判明した事実に基づきその者に犯罪があると思料するに至った場合
- 2 機構長は、一時差止処分について、次の各号のいずれかに該当するに至った場合には、速やかに当該一時差止処分を取り消さなければならない。ただし、第2号に該当する場合において、一時差止処分を受けた者がその者の基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが一時差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りではない。
- 一 一時差止処分を受けた者について、当該一時差止処分の理由となった行為に係る刑事事件につき公訴を提起しない処分があったとき。
- 二 一時差止処分を受けた者がその者の基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴されることなくその者の退職の日から起算して1年を経過した場合
- 3 前項の規定は、機構長が一時差止処分後に判明した事実又は生じた事情に基づき、退職手当の支給を差止める必要がなくなったとして当該一時差止処分を取り消すことを妨げるものではない
- 4 機構長は、一時差止処分を行なう場合は、当該一時差止処分を受けるべき者に対し、当該一時差止処分の際、一時差止処分の事由を記載した説明書を交付しなければならない。

(懲戒処分を受けて解雇された場合の退職手当の支給制限)

- 第20条 職員就業規則第36条の規定により、懲戒解雇又は諭旨解雇の処分（以下「懲戒等処分」という。）を受けて解雇された場合には、退職手当の全部又は一部を支給し

ないことができる。

(退職等した者の退職手当の支給制限)

第21条 退職し、又は解雇された職員に対し、退職手当がまだ支払われていない場合において、当該退職し、又は解雇された職員の在職中の職務に関し、懲戒等処分を受ける事由に相当する事実が明らかになったときは、退職手当の全部又は一部を支給しないことができる。

2 死亡による退職をした者の遺族（退職した者（死亡による退職の場合には、その遺族）が当該退職をしたときの退職手当の額の支払を受ける前に死亡したことにより当該退職手当の額の支払を受ける権利を承継した者を含む。）に対し当該退職手当がまだ支払われていない場合において、前項に該当するときは、当該遺族に対し、生計の状況等を勘案して、支給した退職手当の全部または一部を支給しないことができる。

(退職手当の返納)

第22条 退職した者に対し退職手当の支給をした後において、その者が基礎在職期間及び定年前再任用短時間勤務職員として在職していた期間中の行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられたとき、若しくは在職中の職務に関し懲戒による解雇をうける事由に相当する事実が明らかになったときは、機構長はその支給をした退職手当の全部又は一部を返納させることができる。

2 死亡による退職をした者の遺族（退職した者（死亡による退職の場合には、その遺族）が当該退職をしたときの退職手当の額の支払を受ける前に死亡したことにより当該退職手当の額の支払を受ける権利を承継した者を含む。）に対し当該退職手当の額が支払われた後において前項に該当するときは、当該遺族に対し、退職の日から1年以内に限り、当該遺族の生計の状況等を勘案して、支給した退職手当の全部または一部を返納させることができる。

3 前項の規定により返納させるべき退職手当の額の範囲、返納の手続その他返納に関し必要な事項は、別に定める。

(年俸適用者の退職手当)

第23条 職員給与規程第3条の2により決定された年俸制の適用者（以下「年俸適用者」という。）のうち、年俸制に切り替わる前日まで本規程の適用を受けていた者及びこれに相当する者（他の国立大学法人等（本規程第10条に規定する他の国立大学法人等をいう。以下同じ。）で、退職手当の支給対象となる在職期間を有する者）については、退職手当を支給するものとする。

2 本規程の適用を受けていた者で引き続き年俸適用者となった者が本機構を退職し、引き続き国立大学法人等において役員、給与規程第5条第2項第3号に相当する職員及び年俸制の適用を受ける職員に相当する職員となる場合は、退職手当を支給しない。

(年俸適用者の退職手当の額等)

第24条 前条第1項の規定による退職手当の額は、年俸適用者となった日の前日に当該

- 適用者が自己都合により退職した日とみなし、本規程の規定を準用し算定した額とする。
- 2 年俸制の適用を受けている期間は、退職手当の算定の基礎となる在職期間から除外する。
 - 3 第1項の定めに関わらず、年俸適用者がその期間中に死亡等した場合は、死亡等の日に給与規程第5条第2項第3号の適用を受ける職員に戻ったものとして算定した退職手当相当額を措置するものとする。
 - 4 機構長が、年俸適用者のうち均衡上退職手当額の調整が必要と判断した場合は、算定された退職手当の額に均衡上必要な額を加算し、退職手当相当額として支給することができるものとする。

(その他)

第25条 年俸適用者の退職手当に関して定めのない事項については、本規程の規定を準用する。

(雑則)

第26条 この規程に定めるもののほか、この規程の実施に関し必要な事項は機構長が別に定める。

附 則

(施行期日)

第1条 この規程は、平成16年4月1日から施行する。

(経過措置)

第2条 国立大学法人法附則第4条の規定により職員となった者の職員としての引き続いた在職期間の計算については、その者の退職手当法第2条第1項に定める職員としての引き続いた在職期間の始期から職員としての引き続いた在職期間の終期までの期間は、職員としての引き続いた在職期間とみなす。

- 2 前項の職員が退職し、かつ、引き続いて退職手当法第2条第1項に定める職員となった場合においては、この規定による退職手当は支給しない。

第3条 大学共同利用機関法人の成立前の国立歴史民俗博物館（以下「旧機関」という。）の職員が、任命権者の要請に応じ、引き続いて地方公共団体又は退職手当法第7条の2第1項に定める公庫等（以下「公庫等」という。）の職員となるため退職し、かつ、引き続き公庫等の職員として在職した後引き続いて職員となった場合におけるその者の職員として引き続いた在職期間の計算については、その者の退職手当法第2条第1項に定める職員としての引き続いた在職期間の始期から職員としての引き続いた在職期間の終期までの期間は職員としての引き続いた在職期間とみなす。

- 2 公庫等の職員が、公庫等の要請に応じ、引き続いて旧機関の職員となり、かつ、引き続き旧機関の職員として在職した後引き続いて国立大学法人法附則第4条の規定により職員となり、かつ、引き続いて公庫等の職員となるため退職した場合において、その者の職員としての在職期間が、当該公庫等における在職期間に通算されることに定められ

ているときは、この規定による退職手当は支給しない。

第4条 施行日から平成16年9月30日までの間に第7条及び第8条の適用を受ける者については、第7条中の100分の104を乗じて得た額を100分の107を乗じて得た額及び第8条中の59.28を乗じて得た額を60.99を乗じて得た額と読み替えて適用する。

第5条 平成16年4月1日の割愛による転入に限り、国等の機関から引き続いて職員として使用される者となった場合は、その者の勤続期間が当該国等の機関に使用される者に対する退職手当に関する規定により当該国等の機関に使用される者としての勤続期間に通算されることに定められているときは、国等の在職期間を職員としての引き続いた在職期間に含むものとする。

附 則

(施行期日)

第1条 この規程は、平成18年4月1日から施行する。

第2条 退職した者の基礎在職期間中に本給月額減額改定（平成18年3月31日以前に行われた本給月額減額改定で機構長が定めるものを除く。）によりその者の本給月額が減額されたことがある場合において、その者の減額後の本給月額が減額前の本給月額に達しない場合にその差額に相当する額を支給することとする規程又はこれに準ずる細則若しくは給与の支給の基準の適用を受けたことがあるときは、この規定による本給月額には、当該差額を含まないものとする。

(経過措置)

第3条 独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第2項に規定する特定独立行政法人（この規程の施行の日（以下「施行日」という。）以後に特定独立行政法人以外の独立行政法人（同条第1項に規定する独立行政法人をいう。）となったものその他の法人で別に定めるものを含む。）及び日本郵政公社（以下「国営企業等」と総称する。）の職員の退職による退職手当については、この規程による改正後の職員退職手当規程（以下「新規程」という。）の規定は、国営企業等ごとに、施行日から起算して1年を超えない範囲内において別に定める日（以下「適用日」という。）から適用し、適用日前の当該退職による退職手当については、なお従前の例による。

第4条 職員が新制度適用職員（職員であって、その者が新制度切替日以後に退職することにより新規程の規定による退職手当の支給を受けることとなる者をいう。以下同じ。）として退職した場合において、その者が新制度切替日の前日に現に退職した理由と同一の理由により退職したものとし、かつ、その者の同日までの勤続期間及び同日における本給月額を基礎として、この規程による改正前の職員退職手当規程（以下「旧規程」という。）第3条から第5条まで及び第7条から第8条までの規定により計算した額（当該勤続期間が43年以上の者であって、傷病若しくは死亡によらずにその者の都合により又は業務外の傷病により退職したものにあっては、その者が改正前の規程第5条の規定に該当する退職をしたものとみなし、かつ、その者の勤続期間を35年として改正前の規程第7条第1項の規定の例により計算して得られる額）にそれぞれ100分の83.

7（当該勤続期間が20年以上の者（42年以下の者で傷病又は死亡によらずにその者の都合により退職したもの及び27年以上42年以下の者で業務外の傷病により退職したものを除く。）にあつては、104分の83.7）を乗じて得た額が、規程第2条の2から第8条の5まで、附則第6条、附則第7条の規定により計算した退職手当の額（以下「新規程等退職手当額」という。）よりも多いときは、これらの規定にかかわらず、その多い額をもってその者に支給すべきこれらの規定による退職手当の額とする。

2 前項の「新制度切替日」とは、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める日をいう。

一 施行日の前日及び施行日において職員（国営企業等の職員を除く。以下「一般職員」という。）として在職していた者 施行日

二 施行日の前日において一般職員として在職していた者で、施行日に国営企業等（当該国営企業等に係る適用日が施行日であるものに限る。）の職員となったもの 施行日

三 国営企業等のいずれかに係る適用日の前日及び適用日において当該国営企業等の職員として在職していた者（その者の基礎在職期間（新規程第5条の2第2項に規定する基礎在職期間をいう。以下同じ。）のうち当該適用日前日の期間に、新制度適用職員としての在職期間が含まれない者に限る。） 当該国営企業等に係る適用日

四 国営企業等の職員として在職した後、施行日以後に引き続いて一般職員となった者（その者の基礎在職期間のうち当該一般職員となった日前の期間に、新制度適用職員としての在職期間が含まれない者に限る。） 当該一般職員となった日

五 国営企業等の職員として在職した後、引き続いて他の国営企業等の職員となった者（その者の基礎在職期間のうち当該他の国営企業等の職員となった日前の期間に、新制度適用職員としての在職期間が含まれない者であつて、当該他の国営企業等の職員となった日が当該他の国営企業等に係る適用日以後であるものに限る。） 当該他の国営企業等の職員となった日

六 職員として在職した後、施行日以後に引き続いて地方公務員又は新規程第13条第1項に規定する国家公務員等職員（他の規程の規定により同条の規定の適用について国家公務員等職員とみなされる者を含む。以下同じ。）若しくは新規程第14条第1項に規定する機構の役員となった者で、地方公務員又は国家公務員等職員若しくは機構の役員として在職した後引き続いて一般職員となったもの（その者の基礎在職期間のうち当該地方公務員又は国家公務員等職員若しくは機構の役員となった日前の期間に、新制度適用職員としての在職期間が含まれない者に限る。） 当該地方公務員又は国家公務員等職員若しくは機構の役員となった日

七 職員として在職した後、施行日以後に引き続いて地方公務員又は新規程第13条第1項に規定する国家公務員等職員若しくは新規程第14条第1項に規定する機構の役員となった者で、地方公務員又は国家公務員等職員若しくは機構の役員として在職した後引き続いて国営企業等の職員となったもの（その者の基礎在職期間のうち当該地方公務員又は国家公務員等職員若しくは機構の役員となった日前の期間に、新制度適用職員としての在職期間が含まれない者であつて、当該国営企業等の職員となった日が当該国営企業等に係る適用日以後であるものに限る。） 当該地方公務員又は国家

公務員等職員若しくは機構の役員となった日

八 施行日の前日の地方公務員として在職していた者又は施行日の前日に新規程第13条第1項に規定する国家公務員等職員として在職していた者のうち職員から引き続いて国家公務員等職員となった者若しくは施行日の前日に新規程第14条第1項に規定する機構の役員として在職していた者のうち職員から引き続いて機構の役員となった者で、地方公務員又は国家公務員等職員若しくは機構の役員として在職した後引き続いて一般職員となったもの 施行日

九 施行日の前日に地方公務員として在職していた者又は施行日の前日に新規程第13条第1項に規定する国家公務員等職員として在職していた者のうち職員から引き続いて国家公務員等職員となった者若しくは施行日の前日に新規程第14条第1項に規定する機構の役員として在職していた者のうち職員から引き続いて機構の役員となった者で、地方公務員又は国家公務員等職員若しくは機構の役員として在職した後引き続いて国営企業等の職員となったもの（当該国営企業等の職員となった日が当該国営企業等に係る適用日以後である者に限る。） 施行日

十 前各号に掲げる者に準ずる者であつて別に定めるもの 施行日から起算して1年を超えない範囲内において別に定める日

3 前項第8号及び第9号に掲げる者が新制度適用職員として退職した場合における当該退職による退職手当についての第1項の規定の適用については、同項中「退職したものとし」とあるのは「職員として退職したものとし」と、「勤続期間」とあるのは「勤続期間として取り扱われるべき期間」と、「本給月額」とあるのは「本給月額に相当する額として別に定める額」とする。

4 職員が平成25年1月1日以後平成26年6月30日までの間に退職した場合における第1項の規定の適用については、同項中「100分の87」とあるのは、平成25年1月1日から同年9月30日までの間においては「100分の98」と、同年10月1日から平成26年6月30日までの間においては「100分の92」と、「104分の83.7」とあるのは、平成25年1月1日から同年9月30日までの間においては「104分の98」と、同年10月1日から平成26年6月30日までの間においては「104分の92」とする。

第6条 基礎在職期間の初日が新制度切替日前である者に対する新規程第5条の2の規定の適用については、同条第1項中「基礎在職期間」とあるのは、「基礎在職期間（附則第4条第2項に規定する新制度切替日以後の期間に限る。）」とする。

2 新制度適用職員として退職した者で、その者の基礎在職期間のうち新制度切替日以後の期間に、新制度適用職員以外の職員としての在職期間が含まれるものに対する新規程第5条の2の規定の適用については、その者が当該新制度適用職員以外の職員として受けた本給月額は、同条第1項に規定する本給月額には該当しないものとみなす。

第7条 新規程第8条の4の規定により退職手当の調整額を計算する場合において、基礎在職期間の初日が平成8年4月1日前である者に対する同条の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第1項	その者の基礎在職期間 (第5条の2第2項に規定する基礎在職期間をいう。以下同じ。)	平成8年4月1日以後のその者の基礎在職期間(第5条の2第2項に規定する基礎在職期間をいう。以下同じ。)
第2項	基礎在職期間	平成8年4月1日以後の基礎在職期間
第4項第3号ロ	その者の基礎在職期間	平成8年4月1日以後のその者の基礎在職期間

第8条 この附則に定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な経過措置は、別に定める。

附 則

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成23年3月17日から施行する。

附 則

(施行期日)

第1条 この規程は、平成25年1月1日から施行する。

(退職手当に関する経過措置)

第2条 第1条の規定による改正後の本規程(以下この条において「新規程」という。)

第7条の規定の適用については、新規程第7条中「100分の83.7」とあるのは、平成25年1月1日から同年9月30日までの間においては「100分の98」と、同年10月1日から平成26年6月30日までの間においては、「100分の92」とする。

第3条 この附則に定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成27年4月27日から施行し、平成27年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成27年9月7日から施行する。

附 則

この規程は、平成29年1月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

第1条 この規程は、平成30年1月29日から施行する。

(退職手当に関する経過措置)

第2条 当分の間、第8条の4第4項第四号に掲げる者に対する同項（同号に係る部分に限る。）及び第7条の規定の適用については、同号中「100分の8」とあるのは「100分の8.3」と、同項中「第7条」とあるのは「第7条及び附則第2条」とする。

附 則

(施行期日)

第1条 この規程は、令和5年12月11日から施行する。

(勤続11年以上25年未満の職員)

第2条 当分の間、職員就業規則第3条第1項第2号及び第3号の職員のうち、本規程第4条第1項の規定は、11年以上25年未満の期間勤続した者であって、60歳に達した日以後その者の非違によることなく退職した者（定年の定めのない職を退職した者及び同項又は同条第2項の規定に該当する者を除く。）に対する退職手当の基本額について準用する。この場合における本規程第3条の規定の適用については、同条第1項中「又は第5条」とあるのは、「第5条又は改正後の附則第2条」とする。

(勤続期間25年以上の職員)

第3条 当分の間、本規程第5条第1項の規定は、職員就業規則第3条第1項第2号及び第3号の職員のうち、25年以上の期間勤続した者であって、60歳に達した日以後その者の非違によることなく退職した者（定年の定めのない職を退職した者及び同条第1項又は第2項の規定に該当する者を除く。）に対する退職手当の基本額について準用する。この場合における本規程第3条の規定の適用については、同条第1項中「又は第5条」とあるのは、「第5条又は改正後の附則第3条」とする。

(勤続期間11年未満の職員)

第4条 本規程第3条第2項の規定は、職員就業規則第3条第1項第2号及び第3号の職員のうち、11年未満の期間勤続した者であって、60歳に達した日以後その者の非違によることなく退職した者（職員就業規則第14条の5の規定により延長された期限の到来により退職した者）に対しては適用しない。

(特定日以後の本給月額を受ける者に係る基本額の特例)

第5条 改正後の職員給与規程附則第2条第1項による定年の引上げに伴う給与に関する特例措置又はこれらに準ずる給与の支給の基準による職員の本給月額の改定は、本給月額の減額改定に該当しないものとする。

2 前項の規定の適用による退職日本給月額には、改正後の職員給与規程附則第2条第2項に規定する基礎本給月額と特定日本給月額との差額に相当する額並びに同附則第2条第5項及び第6項に規定により算出した額を含むものとする。

(早期退職制度に係る経過措置)

第6条 当分の間、25年以上勤続し早期退職規程第6条第1項に規定する認定(同規程第1条第2号に係るものに限る。)を受けて同規程第3条に規定する退職日に退職した者、早期退職規定第6条第1項に規定する認定(同規程第1条第1号に係るものに限る。)を受けて同規程第3条に規定する退職日に退職した者に対する第6条及び第8条の3の規定の適用については、第6条の3並びに第8条の3の表第8条の項、第8条の2第1号の項及び第8条の2第2号の項中「定年」とあるのは、「定年(職員就業規則第3条第1項第1号に規定する職員にあつては65歳とし、職員就業規則第3条第1項第2号及び第2号に規定する職員にあつては60歳とする。)」とする。